

## 保育提供体制の確保のための対策について

### 趣旨・目的

令和 6 年 12 月 20 日、こども家庭庁が「保育施策の新たな方向性」を取りまとめました。その中で、これからの保育政策については「量の拡大」から「質の向上」へ方向性を転換することが示されました。

これを受け、令和 7 年 3 月 27 日付こ成保第 247 号こども家庭庁成育局保育政策課長通知にて、国が行う財政支援に関する新たな実施方針が示され、令和 8 年度以降は、補助事業の内、国が指定する事業（保育提供体制の確保のための財政支援の対象となる事業）については、国への申請にあたり、子ども・子育て会議等で承認を得ることが必要となりました。（参考 1）

今般、国が指定する事業のうち、大磯町において、実施する次の事業について、令和 8 年度以降実施するため、本会議に報告の上、承認いただくものです。

#### 1. 就学前教育・保育施設整備交付金

現在進めている大磯幼稚園認定こども園移行事業において、新園舎整備に係る国庫補助金の保育園機能部に係る補助率を嵩上げするもの。

(1/2⇒2/3)

#### 2. 保育士宿舎借り上げ支援事業

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することにより、保育士が働きやすい環境づくりを推進する。

##### 【補助対象経費】

保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部

##### 【補助対象施設】

町内保育施設等

##### 【補助金内訳】

国 1/2（保育対策総合支援事業費補助金） 町 1/4 事業者 1/4

報告資料 1	保育提供体制の確保のための実施計画 令和 7 年度以降の保育需要と提供体制
報告資料 2	保育提供体制確保のための待機児童対策、 地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策 (町が国へ提出する実施計画(案)より内容抜粋)

保育提供体制の確保のための実施計画(市区町村全域) 市区町村名: 大磯町

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制

作成対象: 全市区町村

採択の種類(プルダウン選択・複数可)	
待機児童対策	○
人口減少対策	
その他の地域課題	○

保育提供区域	全域	ープルダウン選択してください。複数区域を選択した場合は、様式1-2のシートをつけて提出してください。
保育提供区域の設定の考え方		

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児	100.	123.	119.	115.	113.
	1・2歳児	297.	292.	277.	266.	258.
	3歳以上児	561.	542.	533.	512.	465.
	合計	958.	957.	929.	893.	836.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児	23.	24.	23.	22.	21.
	1・2歳児	159.	141.	138.	139.	140.
	3歳以上児	252.	283.	264.	261.	244.
	合計	434.	448.	425.	422.	405.
(申込)率 ①	0歳児	23.0%	19.5%	19.3%	19.1%	18.6%
	1・2歳児	53.5%	48.3%	49.8%	52.3%	54.3%
	3歳以上児	44.9%	52.2%	49.5%	51.0%	52.5%
	合計	45.3%	46.8%	45.7%	47.3%	48.4%
(利整備員)数	0歳児	35.	35.	44.	44.	44.
	1・2歳児	126.	126.	156.	156.	156.
	3歳以上児	272.	272.	334.	334.	334.
	合計	433.	433.	534.	534.	534.
待機児童数	0歳児	0.	2.			
	1・2歳児	11.	7.			
	3歳以上児	1.	1.			
	合計	12.	10.			

## ○ 保育提供体制確保のための待機児童対策

### 1. 財政支援の対象となる事業

就学前教育・保育施設整備交付金（補助率の嵩上げ）

### 2. 待機児童数の見込み方法

令和8年4月入所申請判定が1次判定、2次判定とあり、現在終了している1次判定時点で保留児童となっている児童の中で、既に待機児童に分類される児童が発生しているため。

### 3. 待機児童の発生要因

共働き世帯の増加による保育需要の増と、需要に対する町内保育施設の不足により待機児童が発生していると見込んでいる。

### 4. 待機児童対策として町が力を入れて取り組む課題、取り組んでいる内容

認可保育所等の受け皿整備：町立幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園への移行を進めており、令和9年4月から児童の受入れを開始する予定である。

保育人材の確保：町内に所在する保育所等に常勤保育士として新たに勤務する保育士に対して、採用初年度、2年目に各年12万円を施設を経由して町に申請できる制度を実施している。

### 5. 財政支援を必要とする理由

受け皿整備として、町立幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園への移行について、園舎の建替えを含んでおり、多額の歳出が見込まれるため。

## ○ 地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策

### 1. 財政支援の対象となる事業

保育士宿舎借り上げ支援事業

### 2. 保育の現状について、課題及び今後取り組むべき内容

#### ・課題

乳幼児期の教育・保育は、すべてのこどもの健やかな育ちをめざすものであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士などの人材確保及び資質の向上が不可欠である。

#### ・今後取り組むべき内容

保育士などの人材確保に向けた施策の推進を図る。保育士確保策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境整備を行う。

### 3. 財政支援を必要とする理由

保育士人材確保策のため、保育士宿舎借り上げ支援事業を行い、町内保育施設が借り上げる保育士用の宿舎の費用の一部を支援する。

